# 吳市情報

コミュニケーション

条例

ができました。

### **令和4年6月30時施行**

発行・お問い合わせ:呉市福祉保健部障害福祉課

〒737-8501 呉市中央4丁自1-6

【でんわ】0823-25-3523

【ファックス】0823-25-2522

【電子メール】syohuku@city.kure.lg.jp



音声コード (Uni-Voice) 対応の携帯電話やスマートフォンのアプリを使って このリーフレットの内容を読み上げることができます。



#### どんな条例なの?

障害の特性に応じたコミュニケーションは、一人ひとりの状態や 環境などによってさまざまです。

多様なコミュニケーション手段をみんなが尊重し、理解することで、 障害のある人が自分に合ったコミュニケーション手段を使いやすい 社会にしていくための条例です。



## 多様なコミュニケーション手段ってどんなものがあるの?



写真 ルピふり 絵カード

**手話 要約筆記** 

でつだね み ぶ **筆談 身振り** 

もりほん しせん 文字盤 視線 いしでんたっそうち 意思伝達装置 記載されているものは一例で、ほかにも 障害の特性に応じたコミュニケーション 手段はあります。「ゆっくり」「具体的に」「短い言葉で」伝えるなど、普段の生活の中でもできることはたくさんあります。



#### みんなができることはなに?

できますがい 障害のある人にとって伝わりやすいコミュニケーションの方法は、 「障害のある人によっていろいろである」ことを知りましょう。





くわしくは

呉市 情報コミュニケーション条例

で検索